

OSP TOP NEWS

BUSINESS INFORMATION

社内情報
'09.vol.161

<http://www.osp.co.jp>

調理冷凍食品に新たに表示が必要となります！

特集 原料原産地表示制度

国内で製造され、東京都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品について、原料原産地の表示を義務づけることになりました(平成20年8月25日公示)。

経過措置期間が迫っています！→平成21年5月31日まで
平成21年6月1日から製造加工される調理冷凍食品は、原料原産地の表示をしなければなりません。(東京都消費生活条例第16条第1項)

経緯 輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生したこともあり、食品の原材料の原産地を知りたいとの声が大きくなっています。本来、食品の表示は、国の制度として整える必要がありますが、日常生活において、広く利用されている調理冷凍食品を、もっと安心して選択できるよう、東京都が、国内で製造された調理冷凍食品について、国に先駆けて原料原産地の表示を求めることとしました。

原材料の情報をより的確に把握して、正確な表示を行うことで、食への信頼につながると考えます。

詳しくはリーフレットをご参考ください▶

東京くらしWEB▶条例・審議会のページからダウンロードできます。



食品表示に関する法律は、主なもので4つあります。

食品衛生法
景品表示法
食品表示
健康増進法

JAS法

食品の産地はどこか？どんな材料を使っているか？
食品の品質にかかる表示は「JAS法」で定められています。
↓
しかしながら、調理冷凍食品は「JAS法」の対象になっていません。

↓
調理が簡単で保存も利き、広く家庭で利用される調理冷凍食品に原産地の表示が必要です。

表示を求める原材料の範囲の一例

- 1 原材料の重量に占める割合が上位の3位までのもの
- 2 重量に占める割合が5パーセント以上のもの
- 3 「えびピラフ」のように原材料である「えび」を商品名に使用しているもの



原料原産地の表示例

これまでの表示

名称 えびピラフ
原材料名
米
たまねぎ
にんじん
えび
スイートコーン
さやいんげん

新たな義務づけの表示

名称 えびピラフ
原材料名
米(国産)
たまねぎ(米国産)
にんじん(中国産)
えび(ベトナム産)
スイートコーン
さやいんげん

上位3位に使用している原材料の表示

商品名に使用している原材料の表示

一括表示欄の追加として	
冷凍食品	
名称	えびピラフ
原材料名	米、たまねぎ、にんじん、えび、スイートコーン、さやいんげん、…
内容量	○○○g
賞味期限	別記記載
保存方法	-18℃以下で保存してください
冷凍前加熱の有無	加熱してあります
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がりください
製造者	○○食品株式会社 東京都○○区○○丁目○○番○○号

一括表示欄の追加として

原料原産地名 米(国産)、たまねぎ(米国産)、にんじん(中国産)、えび(ベトナム産)

原料原産地名シールラベルでの記載も可能です。

お急ぎ下さい！訂正貼り用および追記シールの印刷も承ります！

その他、要望、ご意見等ありましたら
<http://www.osp.co.jp/confirm.html>
からお問い合わせ願います。

次号vol.162はフィルム製品の特集をします。2009年3月23日発行
バックナンバーが必要な場合は、担当営業までご連絡下さい。